

勧告等措置区分（台風等対策）

和歌山下津港、湯浅広港、由良港

「第二体制(全船舶避難勧告)」の措置内容

- 1 総トン数 1,000 トン未満の在港船舶は、速やかに港外或いは河川、船だまり等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。
ただし、小型船舶は、陸揚げ、係留強化又は安全な場所に避難すること。
- 2 総トン数 1,000 トン以上の在港船舶は、速やかに港外避難し、万全の措置をとること。
- 3 避難はできるだけ日没までに完了すること。